

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

伊那市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおり

2 促進計画の目標

1. 伊那地域

(1) 現況

本地域は、市域の西部に位置する旧伊那市地域で、指定棚田地域に一部指定されている。天竜川により東西に、三峰川により南北に分断され、両水系の河川沿いの平地や河岸段丘に水田を中心とした優良農地が広がっている。

三峰川水系の水田では食味値の高いおいしいお米の作付け行われており、天竜川水系の水田とも相まって県内有数の米どころとなっている。

河岸段丘及び中央アルプス山麓にかかる急傾斜地域まで圃場整備されており、標高590mから1,000m台の標高差を活かした多種多様な農作物の栽培が可能となっている。また、中央アルプスや南アルプスにより台風等の被害が少なく、安定的な生産ができる有数の産地となっており、稲作をはじめ、野菜や果樹、水田利活用作物、雑穀等の栽培が精力的に行われている。また、施設野菜や施設花き、キノコの栽培も盛んで、西山地域を中心に畑作農業や酪農業が営まれている。

地域で多種多様な作物が栽培されているため、環境負荷の軽減に配慮した環境にやさしい農業の推進が必要となっている。近年、担い手の高齢化と新たな就農者の減少とにより、農業者人口の減少が進み、農地はもとより用水路、農道等の維持管理も課題となっている。

また、これまで優良農地であった地区の宅地化が課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 高遠町地域

(1) 現況

本地域は、市域の北東部に位置する旧高遠町の地域で、過疎地域、特定農山村に全域指定され、指定棚田地域に一部指定されている。

本地域は、中央構造線に沿う山地を骨格に、北部はこれらに源を発する藤沢川、山室川流域の河岸段丘により、南部は三峰川の河岸段丘上の平坦地により構成されてい

る。

北部は、河川流域と緩斜面地に小規模の農地が散在しており、河岸段丘に沿って田園風景がみられ、集落は藤沢川国道152号及び山室川沿いに形成されている。

南部の河岸段丘上の平坦地には、城下町の町並みを活かした住宅地が形成され、周辺部には、水田を中心とした優良農地が広がっている。

稲作を中心に、花きの栽培が多く、山沿いの中山間地域では、標高と地形による寒暖の差による良質なそば栽培盛んで、信州そば発祥の地「高遠そば」のブランド化を行っていることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した環境にやさしい農業の推進が必要となっている。

近年、野生動物による食害が顕著であり、深刻な課題となっている。

また、定住人口の減少や高齢化により農業者人口の減少が進み、農地はもとより用水路、農道等の維持管理が課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 長谷地域

(1) 現況

本地域は、市域の東部に位置する旧長谷村の地域で、過疎地域、特定農山村に全域指定され、指定棚田地域に一部指定されている。

本地域は、日本ジオパーク及びユネスコエコパークに認定されている南アルプス山麓にあり、急峻な山林に囲まれ、中央を三峰川が縦走している。

地域西部の三峰川流域に平坦地や比較的傾斜が緩やかな土地があり、宅地や農地が広がり、稲作や雑穀、花き等の栽培が行われている。

地域全体で自然環境を保全し、生物の多様性に配慮し環境負荷を軽減する環境にやさしい農業の推進が必要となっている。近年、定住人口の減少や高齢化により農業者人口の減少が進み、農地はもとより用水路、農道等の維持管理も課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|-----------|-----------------|
| ① | 旧伊那市域 | 法第3条第3項各号に掲げる事業 |
| ② | 旧高遠町地域 | 法第3条第3項各号に掲げる事業 |
| ③ | 旧長谷地域 | 法第3条第3項各号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。
2. 法第3条第3項各号に掲げる事業を推進するにあたり、多面的機能支払の実施に関する基本方針（長野県）の第6の（2）による推進組織を活用する。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象地域及び対象農用地

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

棚田地域振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進措置法等の指定地域
旧伊那市のうち、東春近及び西箕輪を除く地域、旧高遠町全域、旧長谷村全域
特認地域 旧伊那市のうち、西箕輪全域

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には直接支払交付金の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ウ）積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上である草地

（エ）市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜は対象としない。ただし、次の要件を満たすことで第5期対策中において認めていた一部の農用地については、令和11年度までに限り対象とする。

（a）急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

緩傾斜農用地が、急傾斜農用地と物理的に連担している場合。

（b）急傾斜の田に混在している場合の緩傾斜の畑等

ただし、この場合いずれも急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等の急傾斜農用地を維持する上で必要な農用地に限る。

（2）集落協定の共通事項

1）棚田地域振興活動加算の対象となるのは体制整備単価の集落協定のみで、棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」として位置づけられている棚田等のうち、急傾斜の田又は畑とする。

2）集落協定を締結できない農用地に限り、個別協定の対象農用地とする。

(3) 対象者

交付金の交付の対象となる者は、次に掲げる者（農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者として農村振興局長が定める者を除く。）とする。

1) 集落協定

集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

2) 個別協定

個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者等（認定農業者（基盤強化法第12条第1項の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。）、これに準ずる者として市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等をいう。）

(4) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項については、あらかじめ協定に位置付けるものとする。